

第4編 隣接業界

学習のねらい

隣接業界の基本的な仕組み・考え方について理解する。

※隣接業界の商品の基礎的な知識を深く理解することにより、隣接業界の商品との比較において、損害保険商品の特徴について理解を深め、各種アドバイス等を適切に行うことができる。

第1章 生命保険

生命保険業および生命保険商品の概要、生命保険の基本的な仕組みなどについて学習します。

1. 生命保険のあらまし

(1) 生命保険業の概要

① 生命保険業とは

保険業の免許には、損害保険業免許と生命保険業免許の2種類があります。損害保険業と生命保険業では、引き受ける保険リスクの性質や保険期間に差があり、生命保険の契約者を、不安定で正確な予測の難しい損害保険の巨大リスクの引受けによる損失から保護する必要があるとの趣旨から、両事業の兼業が禁止されており、同一の事業者が両方の免許を受けることはできません（保険業法第3条第3項）。

このうち生命保険業免許を取得した生命保険会社は、次の保険の引受けを行うことができます（保険業法第3条第4項）（注）。

区 分	定 義	保険商品例
第一分野の保険 (生命保険)	人の生存または死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含みます）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（下記③の死亡のみに係るものを除きます）	・ 終身保険 ・ 定期保険 ・ 養老保険 ・ 年金保険 等
第三分野の保険 (傷害疾病保険)	次の事由に関し、一定額の保険金を支払うこと、またはこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険 ①人が疾病にかかったこと ②傷害を受けたこと、または疾病にかかったことを原因とする人の状態 ③傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡 ④上記①または②に類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除きます） （例：出産、老衰による介護が必要な状態など） ⑤上記①②または④に関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含みます）を受けたこと （例：助産師による助産、柔道整復師による施術など）	・ 傷害保険 ・ 医療保険 ・ がん保険 ・ 介護保険 等

（注）損害保険業免許を取得した損害保険会社は、第二分野の保険（損害保険）および第三分野の保険（傷害疾病保険）の引受けを行うことができます。

② 生命保険会社が行える固有業務

生命保険会社が固有の業務として行えるのは「保険引受業務」と「資産運用業務」です（保険業法第97条）。保険期間が1年更新の契約を中心とする損害保険と異なり、長期の契約が中心である生命保険では、責任準備金が多額に積み立てられることから、資産を安全かつ有利に運用して将来の保険金支払いに備える必要があります（注）。

（注）生命保険会社全社の総資産（2022〈令和4〉年度末）は約407兆円で、その額は損害保険会社全社の約13倍に及びます。

保険引受業務	第一分野の保険（生命保険）および第三分野の保険（傷害疾病保険）の引受けを行うことができます。
資産運用業務	保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を行うことができます。資産の運用は、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければなりません。

（参考）株式会社と相互会社

保険業法第5条の2では、保険会社は、株式会社または相互会社のいずれかの形態をとるものと定めています。

現在、わが国の損害保険会社はすべて株式会社の形態をとっており、相互会社は存在しませんが、これに対して、生命保険会社のうち5社が相互会社の形態をとっており、実態上、相互会社は生命保険会社特有の企業形態といえます。

相互会社とは、保険業を行うことを目的として、保険業法に基づいて設立された保険契約者（無配当保険契約者を除きます）をその社員とする社団のことをいいます。

第二次世界大戦後、多くの生命保険会社が再出発するにあたり、相互会社の形態を選択しましたが、1996（平成8）年施行の保険業法改正で相互会社の株式会社への転換が認められると、資本の調達や事業の拡大・統廃合などの自由度を高めたいという観点から、株式会社に転換する生命保険会社が出現するようになりました。

一方で、株式会社に転換するには、多数の保険契約者一人ひとりに対して個別に株式持分を計算して割り当てる必要があり、多大な時間とコストを要します。このため、2024（令和6）年4月1日現在、生命保険会社のうち、日本生命、住友生命、明治安田生命、富国生命、朝日生命の5社が相互会社の形態をとっています。

(2) 生命保険の3つの基本形

生命保険は多岐にわたっていますが、保険金支払事由によって次の「死亡保険」「生存保険」「生死混合保険」の3つの基本形に分類できます。実際に販売されている生命保険商品は、これらを主契約や特約にして組み合わせています。

① 死亡保険

死亡保険は、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる保険で、死亡によって生ずる経済的負担を保障しようとするものです。

各保険会社が販売している一般的な死亡保険では、被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態（注1）となった場合に、保険金が支払われます（注2）。

（注1）高度障害状態とは、被保険者が病気やケガを原因として非常に重い障害を負い、その後の生活に重大な支障を来す状態をいい、保険約款で具体的な状態を定めています。例えば、両眼の視力や言語能力を永久に失った状態などが該当します。

（注2）代表的な保険商品に、「終身保険」「定期保険」「収入保障保険」などがあります。

② 生存保険

生存保険は、被保険者が一定期間満了後（保険期間満了後）まで生存していた場合にのみ保険金が支払われる保険です（注）。実際には、純粋な生存保険のみで販売されることはなく、払込保険料相当額の死亡給付を行うなど、死亡保障の要素と組み合わせた保険として販売されています。

（注）代表的な保険商品に、「年金保険」や「貯蓄保険」などがあります。

③ 生死混合保険

生死混合保険は、死亡保険と生存保険を組み合わせた保険で、①被保険者が保険期間中に死亡した場合には死亡保険金が、②被保険者が保険期間中に高度障害状態となった場合には高度障害保険金が支払われるほか、③被保険者が保険期間満了まで生存した場合には生存保険金（満期保険金）が支払われる保険です（注）。

（注）代表的な保険商品に、「養老保険」があります。

(3) 生命保険料の仕組み

① 収支相等の原則

生命保険は、多くの保険契約者がそれぞれ保険料を負担し、それを財源として、被保険者が死亡したときに保険金を受け取ることができるという「相互扶助」の仕組みによって成り立っています。この相互扶助の仕組みを支える考え方が「収支相等の原則」です。

収支相等の原則は、保険契約者全体が保険会社に支払う保険料総額と、保険会社が保険金受取人全体に対して支払う保険金総額とが相等しくなるという考え方です。生命保険料も、この収支相等の原則に則って設定されています。

② 保険料算定の要素

生命保険料は、次の「予定死亡率」「予定利率」「予定事業費率」の3つの予定率に基づいて算出されています。

予定死亡率	生命表（注1）における性別・年齢別の生存率、死亡率、平均余命（注2）などのデータから割り出される死亡率のことで、将来の保険金支払いに充当する部分の必要額をあらかじめ算出する際に必要となります。 死亡保険の保険料は、予定死亡率を高く設定すれば高く算出され、低く設定すれば安く算出されます（注3）。 （注1）生命表とは、ある集団（性別・年齢別）について死亡率を観察し、人の生死の法則をデータ化したものをいい、これによって生存率、死亡率、平均余命などのデータが男女別、年齢別に把握できます。 （注2）平均余命とは、特定の年齢の人が平均してあと何年生きられるかという統計値をいいます。 （注3）生存保険の保険料は、死亡保険の場合とは異なり、予定死亡率を高く設定すれば安く算出され、低く設定すれば高く算出されます。
予定利率	生命保険料の一部は、将来の保険金支払いに備えて積み立てられて運用されます。このため、あらかじめ一定の資産運用による収益を見込んで、その分を割り引いて保険料を設定します。予定利率は、このときの保険料の割引に使用される利率をいいます。 保険料は、予定利率を高く設定すれば安く算出され、低く設定すれば高く算出されます。
予定事業費率	生命保険事業を運営するには、新契約の募集、保険料の収納、契約の保全管理などにかかわる人件費や物件費を必要とするため、保険料算出にあたっては、あらかじめこれらの費用を組み込んでおく必要があります。予定事業費率は、これらの見込額の保険料に対する割合をいいます。 保険料は、予定事業費率を高く設定すれば高く算出され、低く設定すれば安く算出されます。

（参考）標準生命表

標準生命表は、保険業法に基づき金融庁から委託された公益社団法人 日本アクチュアリー会により作成され、保険会社が生命保険料を決定する際の基準として用いられています。

2018（平成30）年4月には、平均寿命が延びたことによる死亡率の低下などを反映して、標準生命表が11年ぶりに改定されました。その結果、予定死亡率が下がったことに伴い、死亡保険の保険料が引き下げられました。

（参考）剰余金と契約者配当金

上記の3つの予定率に基づいて生命保険料を算出しても、実際には予定したとおりの死亡者数や運用利回り、事業費になるとは限りません。この場合に、各事業年度において予定された率と実際の率との間に生じる差益を「剰余金」と呼んでいます。

剰余金が生じる原因は、次の3つに分類され、これらを「剰余金の3利源」と呼んでいます。

死差益	予定死亡率と実際の死亡率が異なる場合に生ずる利益
利差益	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が多い場合に生ずる利益
費差益	予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が削減できた場合に生ずる利益

なお、各事業年度において生じた剰余金を財源として保険契約者に還元されるものを「契約者配当金」といいます。契約者配当金は、3つの予定率に基づいて保険契約者から預かった保険料と、実際に要した保険料との差益を精算して、保険契約者の実質負担を軽減するという役割を持っています。

(参考) 自然保険料方式と平準保険料方式

生命保険料を算出する際の考え方には、「自然保険料方式」と「平準保険料方式」があります。

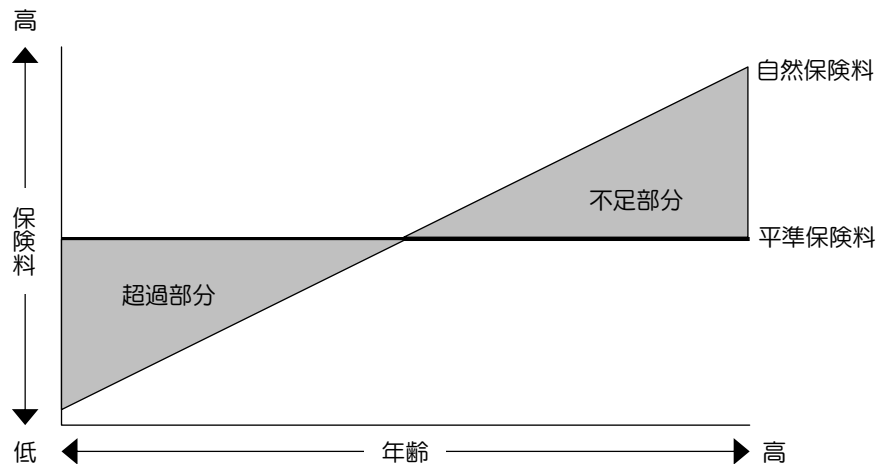
1. 自然保険料方式

自然保険料方式は、1年ごとに年齢別の被保険者の死亡率に基づいて保険料を設定する方式です。一般に死亡率は、年齢とともに上昇するため、自然保険料も被保険者の年齢とともに高くなっていきます。このため、この方式によれば、被保険者が高齢になって真に保険を必要とする年齢を迎える頃には、保険料負担が大きくなり、保険契約を続けるのに支障を来すことが考えられます。

2. 平準保険料方式

平準保険料方式は、被保険者の年齢とともに上昇する保険料を平準化し、保険料払込期間を通じて一定に設定する方式です。この方式では、保険料払込期間前半に、保険料払込期間後半の保険料の一部を先払いし、保険料払込期間全体で収支バランスを取ることで、自然保険料方式のデメリットを回避します。

保険料払込期間前半では、本来のリスクよりも保険料が高くなりますが、保険料払込期間後半では、保険料払込期間前半に積み立てられた保険料を充当するため、本来のリスクよりも保険料が安くなります。現在では、ほとんどの種類の生命保険において、この平準保険料方式が取り入れられています。



(4) 危険選択

① 危険選択とは

生命保険は、多くの保険契約者が危険度に応じた保険料を出し合っ公平に保障し合う制度であるため、生命保険の契約締結にあたって保険契約者間の公平性を確保することが重要です。

危険選択とは、保険契約者間の公平性を確保するため、生命保険契約の締結にあたって、被保険者の年齢、職業、健康状態など、死亡率等に影響を与える要素を事前に把握することによって、契約引受けの可否や引き受ける場合の金額、条件、保険料などを決めることをいいます。

② 選択すべき3つの危険

危険選択にあたっては、次の「身体上の危険」「環境上の危険」「道徳上の危険（モラルリスク）」の3つの危険について、それぞれ危険度の大きさを把握します。

身体上の危険	被保険者の体格、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態など、身体上の危険を指します。被保険者に事実をありのままに告知してもらい、危険度を正確に把握します。
環境上の危険	被保険者の現在の職業や仕事の内容など、生活環境全般の危険を指します。特に危険度の高い職業については、引受けに制限があることが多いため、職務内容や作業場所などを詳細に確認します。
道徳上の危険 (モラルリスク)	生命保険を悪用し、生命や身体を故意に損傷させて保険金や給付金などを不当に取得しようとする心理状態を指します。

③ 生命保険における危険選択の必要性

生命保険料は、性別・年齢別の予定死亡率をもとに収支相等の原則に基づいて合理的に計算されています。そのため、もし無条件に契約を引き受けると、被保険者集団の死亡率が予定死亡率を超え、死亡保険金などの保険金支払いが予定額以上となって生命保険事業の運営に影響を及ぼすおそれがあります。また、生命保険を本来の加入目的で契約するのではなく、保険制度を悪用し、保険金や給付金を不正に取得するケースや、上記②の3つの危険を承知で保険加入する「逆選択」のケースもないとは限りません。

したがって、これらを防止し、善良な保険契約者が不利益を被らないように危険選択を行っています。

(参考) 無選択型保険と限定告知型保険

生命保険において、危険選択が重要である一方で、過去における傷病歴や持病、年齢などの理由から生命保険に加入できない人も、生命保険への加入を望んでいることがあり、生命保険会社では、このような人でも加入できる保険商品を提供しています。一般に「無選択型保険」や「限定告知型保険」と呼ばれている保険がこれに該当します。

1. 無選択型保険

無選択型保険とは、いわゆる無診査、無告知で誰でも加入できる保険をいいます。

通常、生命保険に加入する際は、医師による診査、または健康状態などに関して告知書による告知を必要としますが、無選択型保険ではそれらを必要としません。その反面、無選択型保険の被保険者は危険度が高くなるため、保険料は通常の保険料より割高になります。

また、一定期間内（契約後2年間など）に疾病により死亡した場合は、死亡保険金ではなく、既に払い込まれた保険料相当額が保険金として支払われるなどの条件が設定されているのが一般的です。

2. 限定告知型保険

限定告知型保険とは、一般的な保険商品よりも告知の内容を簡易にして、加療中や病歴のある人でも、所定の範囲内にあれば加入できるようにした保険をいいます。

限定告知型保険では一定の告知を要することから、無告知の無選択型保険と異なり一定の危険選択は行われます。このため、通常の生命保険より保険料は高く設定されますが、無選択型保険の保険料よりは安く設定されます。

なお、こちらも無選択型保険と同様、保険金支払いに関して一定の条件が設定されているのが一般的です。

2. 生命保険の分類

現在、各生命保険会社から様々な保険商品が販売されていますが、ここでは、次のとおり分類します。

(1) 個人保険と団体保険

生命保険商品の契約形態によって、「個人保険」と「団体保険」に分類することができます。

個人保険	一般に顧客が生命保険会社と個々に契約を締結して加入する保険をいいます。
団体保険	・企業、官公庁、学校、協同組合などの団体（被保険者集団）を対象とした保険をいいます。 ・団体保険の特徴として、次の点が挙げられます。 ①原則として無診査で加入することができること ②個人保険と比較して一般的に保険料が低廉であること

(2) 定額保険と変額保険

保険金や給付金などの支払金額の設定方法によって、「定額保険」と「変額保険」に分類することができます。

定額保険	契約締結時に定められた（確定した）金額が保険金として支払われる保険をいい、生命保険商品の多くがこの形態をとっています。
変額保険	・ 定額保険と異なり、契約締結時には保険金や年金などの支払金額が確定せずに、加入後の資産運用の実績に応じて支払金額が変動する保険をいい、終身型と有期型があります。 ・ 死亡保険金については一定額が保証され、満期保険金（有期型の場合）や年金、解約返れい金の額が運用実績に応じて変動する保険です。 ・ 変額保険の運用は、国内外の株式・債券を中心に行われ、運用期間中の株価や運用先の状況によって支払金額が増減するというリスクを伴います。このような商品上の特性から、わが国では、一般勘定で運用する定額保険と分離して特別勘定で運用することが義務付けられています。

(3) 有診査保険と無診査保険

保険契約引受けに際して行われる診査の有無によって、「有診査保険」と「無診査保険」に分類することができます。

有診査保険	保険契約引受けに際して医師による診査を必要とする保険をいいます。通常、保険金額や被保険者の加入年齢などが一定基準を上回る契約を引き受ける場合に診査が必要とされます。
無診査保険	・ 有診査保険と異なり、保険契約引受けに際して医師による診査を必要としない保険をいいます。この場合、診査を省略することから、健康状態などについての詳細な告知書が必要とされます。 ・ この保険は、医師による診査という手間がかからない一方で、有診査保険に比べて一定程度加入者の死亡率が高くなることが予想されるため、保険金額や被保険者の加入年齢などの制限を設けているのが一般的です。

(4) 有配当保険と無配当保険

生命保険特有の仕組みとして「契約者配当」があり、この配当の仕組みの有無によって、「有配当保険」と「無配当保険」に分類することができます。

有配当保険	配当の仕組みがある保険をいい、配当のタイプにより「3利源配当タイプ」(注1)と「利差配当タイプ」(注2)に分類することができます。 (注1) 3利源配当タイプとは、保険料算出のために用いる3つの予定率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）と実際の率との差（死差益、利差益、費差益）によって生じる損益を毎年の決算時に集計し、剰余が生じた場合に配当金として分配するタイプをいいます。 (注2) 利差配当タイプとは、3つの予定率のうちの予定利率と実際の運用成果との差（利差益）のみによって生じる毎年の損益を一定年数ごとに通算して、剰余が生じた場合に配当金として分配するタイプをいいます。
無配当保険	配当の仕組みのない保険をいいます。無配当保険では、3つの予定率すべてについて無配当用の基礎率を設定し、保険料を安くする代わりに配当による分配を行いません。

3. 生命保険商品

(1) 第一分野の保険（生命保険）

第一分野の保険（生命保険）における主な保険商品は次のとおりです。

保障目的	主な 保険商品	概要
死亡保障	終身保険	- 被保険者が死亡または高度障害状態となった場合の保障が終身にわたって継続する保険です。 - この保険では、一般的に保険料の前払部分が年々増加するため、長期間継続すると積立部分が増えて解約時に一定の解約返れい金を受け取れます。
	定期保険	- 一定の保険期間を設定し、その期間内に死亡または高度障害状態となった場合に保障される保険です。 (注) 保険金額の設定形態によって、保険期間中の保険金額が同額である平準定期保険のほか、保険期間中に保険金額が逦増する逦増定期保険と、保険金額が逦減する逦減定期保険があります。
	養老保険	被保険者が保険期間内に死亡または高度障害状態となった場合には死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、また、高度障害保険金を受け取ることなく満期時に被保険者が生存していた場合には満期保険金が支払われる保険（生死混合保険）です。
	特定疾病保障保険	- 特定疾病であるがん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になった場合に、生前であっても死亡保険金と同額の特定疾病保険金が支払われる保険です。 - 特定疾病保険金が支払われることなく、被保険者が死亡または高度障害状態となった場合は、死亡保険金または高度障害保険金が支払われます。
	収入保障保険	- 被保険者が死亡または高度障害状態となった場合に、契約締結時に定めた満期まで、保険金が月々定額で支払われる保険です。 - この保険は、被保険者の年齢に応じて死亡保障の総額が減少していくため、通常の定期保険よりは保険料が割安になるという特徴があります（支払保証期間が設定されている商品もあります）。
	変額保険	- 株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返れい金が増減する保険で、終身型と有期型があります。 - 死亡した場合は一定額が最低保証されますが、原則として満期保険金（有期型の場合）や解約返れい金の額には最低保証がありません。
老後保障	終身年金	- 被保険者が生存している限り、年金受取人に対して年金が支払われる仕組みの年金です。 - 一般的に、被保険者の生死に関係なく年金が支払われる期間が定められているもの（保証期間付）と、そうでないものがあります。
	確定年金	被保険者の生死に関係なく、契約締結時に定められた一定期間（5年、10年、15年など）中は、年金受取人に対して年金が支払われる仕組みの年金です。
	有期年金	被保険者が生存している限り、契約締結時に定められた一定期間（10年、15年など）中は、年金受取人に対して年金が支払われる仕組みの年金です。
	夫婦年金	夫婦（被保険者）のいずれかが生存している限り、その人が年金受取人となり、年金が支払われる仕組みの年金です。
	変額年金	- 株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって年金や解約返れい金が増減する年金保険です。 - 資産運用の実績によって年金原資が変動するため、年金受取総額が払込保険料を上回ることもあれば、下回ることもあります（年金原資や年金受取総額に最低保証を設けている商品もあります）。

(2) 第三分野の保険（傷害疾病保険）

第三分野の保険については、損害保険会社および生命保険会社のいずれも取り扱うことができます。

ここでは、第三分野の保険のうち、多くの生命保険会社が取り扱っている「医療保険」「がん保険」「介護保険」「就業不能保険」について取り上げます。

保障目的	主な 保険商品	概要
医療保障	医療保険	・被保険者が病気やケガで入院・手術をした場合などに、入院給付金や手術給付金などが支払われる保険です。 ・給付金・保険金には、「入院給付金」「手術給付金」「死亡保険金」のほか、特約（成人病、女性疾病、がん、退院後療養、通院など）による給付金があります。
	がん保険	・被保険者が、がんの診断をされた場合や、がんで入院・手術をした場合などに、がん診断給付金、入院給付金、手術給付金などが支払われる保険です。 ・入院給付日数に制限がないため、何回入院しても入院日数分の入院給付金が支払われます（給付金日額には制限があります）。 ・契約日から一定期間（90日間など）の待機期間を設定し、この期間中はがんと診断されても保障されないものが一般的です。 ・給付金・保険金には、「がん入院給付金」「がん手術給付金」「がん診断給付金」「がん死亡保険金」のほか、特約（退院療養給付金、がん通院給付金、生存給付金など）による給付金があります。
介護保障	介護保険	・被保険者が、寝たきりや認知症によって所定の介護状態になり、その状態が一定の期間（通常は180日）継続した場合に一時金や年金などが支払われる保険です。
収入保障	就業不能保険	・被保険者が、病気やケガなどの理由で長期間の入院や療養が必要となり、就業不能となった場合に給付金が支払われる保険です。この保険により、医療保険や生命保険では賄いきれない、月々の生活費、住宅ローン返済金、教育費などの支出に備えることができます。 （注）「就業不能保険」は、損害保険会社を取り扱う「所得補償保険」とほぼ同じ性質を持つ保険です。

4. 生命保険契約者の保護

生命保険契約者保護のための仕組みとして、保険業法に基づく「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）があります。国内において生命保険業免許（外国生命保険業免許および特定生命保険業免許を含みます）を持つすべての保険会社は、保護機構への加入が義務付けられています（保険業法第262条、第265条の3）。

（１）保護機構の目的

保険業法第259条では、保険契約者の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持することを目的に、保険会社が破たんした場合に、保護機構が破たん保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う旨を定めています。

（２）生命保険会社が経営破たんした場合の手続き

生命保険会社が経営破たんした場合の手続きには、「保険業法に基づく行政手続き」と「更生特例法に基づく更生手続き」があり、いずれの場合も保護機構が一定の役割を担います。

① 保険業法に基づく行政手続き

生命保険会社が金融庁より業務停止命令を受けて経営破たんした場合、保護機構は次のいずれかの対応により破たん保険会社の保険契約を継続させます。

a. 救済保険会社が現れた場合

破たん保険会社の保険契約等を引き継ぐ救済保険会社が現れた場合は、破たん保険会社の保険契約は、救済保険会社による保険契約の移転、合併、株式取得により破たん後も継続させることができます。

b. 救済保険会社が現れなかった場合

救済保険会社が現れなかった場合は、次のいずれかの対応をとります。

(a) 承継保険会社による保険契約の承継

保護機構の子会社として設立される承継保険会社へ保険契約の承継を行うことができます。承継保険会社は、保険料の受入れ、資産運用、保険金・給付金等の支払い等の通常業務に加え、引き続き救済保険会社を探すなど、引き継いだ保険契約の管理および処分を行います。

(b) 保護機構自らによる保険契約の引受け

保護機構自らが保険契約を引き受けることも可能です。この場合、保護機構は、上記(a)の場合と同様、引き継いだ保険契約の管理および処分を行います。

② 更生特例法に基づく更生手続き

上記①のほかに、事業継続困難と判断した生命保険会社が「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」（以下「更生特例法」といいます）（注）に基づいて裁判所に更生手続きの申立てを行う方法があります。これに基づいて更生手続きが開始された場合は、保護機構は、原則として、破たん保険会社の保険契約者に代わって更生手続きに関するいっさいの行為を行います。

（注）更生特例法は、一般企業の会社更生法に当たるもので、金融機関等が更生手続きや破産手続きを円滑に行うための特例事項を定めた法律です。2000（平成12）年6月から、この法律の保険会社への適用が明確にされたため、同年10月以降に発生した破たんに対しては、すべて更生特例法に基づく更生手続きにより処理が行われました。

（3）保護機構による補償内容

① 補償対象契約

保護機構による補償対象契約は、国内におけるすべての生命保険元受契約です。

ただし、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分（注）については、保護機構による補償の対象外となります。

（注）運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。確定拠出年金保険、団体生存保険、変額年金資金運用基金保険などの特別勘定が該当します。

② 補償限度

高予定利率契約（注1）を除いた生命保険契約において、破たん時点の責任準備金（注2）等の90%までが補償されます。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）の変更が行われることがあり、その結果、保険金額が減額される可能性があります。

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度（注3）が設けられる可能性もあります。

（注1）高予定利率契約とは、破たん時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約をいいます。この場合の基準利率は、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっており、現在の基準利率（2024〈令和6〉年4月1日現在）は3%です（基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により見直されます）。

（注2）責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことで、保険業法により積み立てが義務付けられています。

（注3）早期解約控除制度とは、一定期間内の解約の請求に対して、契約条件変更後の解約返れい金等からさらに一定の割合で削減される制度をいいます。解約の請求によって資産が急激に流出してしまうことを防ぐためのものです。

第2章 少額短期保険

少額短期保険業および少額短期保険商品の概要（種類）、少額短期保険業者と損害保険会社との相違点について学習します。

1. 少額短期保険業のあらまし

（1）少額短期保険業とは

少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます（保険業法第2条第17項）。

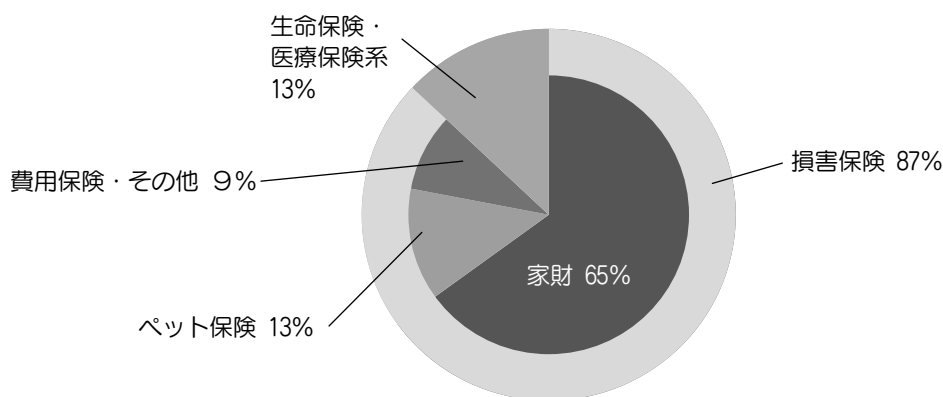
① 少額短期保険業者

少額短期保険業者とは、小規模事業者のうち、その収受する保険料が政令で定める基準を超えない者をいいます。この場合の「政令で定める基準」は、「前事業年度の年間収受保険料（注）が50億円」となっています。

（注）年間収受保険料とは、1事業年度において収受した（または収受すべきことの確定した）保険料および再保険返れい金等の合計額から、当該事業年度において支払った（または支払うべきことの確定した）再保険料および解約返れい金の合計額を控除した額のことをいいます（保険業法施行令第38条）。

少額短期保険業者の数は近年増加傾向にあり（2024〈令和6〉年4月1日現在122事業者）、また、収入保険料も近年増加傾向にあります（2022〈令和4〉年度で1,346億円。対前年度比105%）。

【収入保険料の内訳】



（一般社団法人 日本少額短期保険協会「2022年度 少額短期保険業界の決算概況について」を基に作成）

② 少額短期保険募集人

少額短期保険募集人とは、①少額短期保険業者の役員もしくは使用人、または②少額短期保険業者の委託を受けた者もしくはその者の役員・使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理または媒介を行う者をいいます。

(2) 少額短期保険業の特徴

① 保険金額の上限

少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて、1被保険者について引き受ける保険金額の上限が設けられています。

なお、a～fの保険金額の合計額は1,000万円が上限となります（注1）。

- a. 死亡保険：300万円
- b. 医療保険（傷害疾病保険）：80万円
- c. 疾病等を原因とする重度障害保険：300万円
- d. 傷害を原因とする特定重度障害保険（注2）：600万円
- e. 傷害死亡保険：300万円（調整規定付き傷害死亡保険の場合：600万円）
- f. 損害保険：1,000万円
- g. 低発生率保険（注3）：1,000万円

（注1）特定保険業者であった少額短期保険業者等は、2023（令和5）年3月31日までの経過措置として、再保険に付すこと等を条件とし、被保険者に対して少額短期保険業者が引き受けることのできる金額が、それぞれ次のとおり定められていました。

2013（平成25）年3月31日時点 既契約の被保険者であった者	それぞれの区分で定められた上限金額の5倍（ただし、医療保険については3倍）
2013（平成25）年4月1日から 2018（平成30）年3月31日まで の新規契約の被保険者	それぞれの区分で定められた上限金額の3倍（ただし、医療保険については2倍）
2018（平成30）年4月1日から 2023（令和5）年3月31日まで の新規契約の被保険者	それぞれの区分で定められた上限金額の2倍

（注2）傷害を原因とする特定重度障害保険に、死亡保険、傷害死亡保険または重度障害保険が同時に付保されている場合には、特定重度障害保険の支払額から死亡保険、傷害死亡保険または重度障害保険の支払額を減額されているものに限りま。

（注3）低発生率保険とは、損害保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるもので、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除きます）をいいます。

② 保険期間の上限

少額短期保険業が取り扱う保険では、次のとおり、保険期間に上限が設けられています。

- a. 生命保険、第三分野の保険：1年
- b. 損害保険：2年

③ 少額短期保険業で引き受けることができない保険

保険金額、保険期間に関する制限とともに、次の保険は少額短期保険業において、引き受けることができません。

- a. 人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（個人年金保険、貯蓄保険など）
- b. 保険期間の満了後、満期返れい金を支払うことを約する保険（積立型の保険など）
- c. 保険業法の規定により特別勘定を設けなければならない保険（変額保険など）
- d. 再保険
- e. 保険料または保険金、返れい金その他の給付金の額が外国通貨をもって表示されている保険（外貨建て保険など）
- f. 保険金の全部または一部を定期的に、または分割払いの方法により支払う保険であって、その支払いの期間が1年を超えるもの

④ 生損保兼営

少額短期保険業を登録するうえで損害保険業者や生命保険業者という区分がないため、少額短期保険業者が取り扱う保険が上記①～③の制限を充足していれば、生命保険商品、損害保険商品いずれも取り扱うことができます。

⑤ 保険契約者の保護

少額短期保険業が取り扱う保険は、保険契約者保護機構（損害保険契約者保護機構および生命保険契約者保護機構）の対象外であるため、同機構によるセーフティネットの仕組みがありません(注)。

(注) このため、保険募集時に保険契約者に対して保険契約者保護の仕組みがないことを説明し、署名または押印をした書面を取り付けなければならないとしています。

2. 少額短期保険商品

(1) 分野別・保障（補償）対象別の少額短期保険商品の分類

少額短期保険には様々な商品があり、主な商品を対象別に分類すると次のとおりです。

分 野		モ ノ	ヒ ト	責 任	費 用
第一分野 (生命保険)			死亡保障（定期） 葬儀費用（定額）		
第二分野 (損害保険)	火災保険 分野	家財保障（補償） 設備・什器保障（補償）			地震被災者生活再建費用 原状回復費用
	自動車保険 分野	バイク車両保障（補償）			自動車事故臨時費用 自動車修理費用（事故以外） ロードサービス費用
	新種保険 分野	自転車盗難保障（補償） 自転車車両保障（補償） スマホ補償	弔慰見舞金保障	個人賠償責任 借家人賠償責任 職業賠償責任	家賃保証 入居者死亡費用 旅行キャンセル費用 フライト遅延費用 捜索・救助費用 結婚式キャンセル費用 不使用チケット費用 ネットトラブル費用 弁護士費用
	ペット	ペット医療保障（補償） ペット葬儀保障（補償）			
第三分野 (傷害疾病保険)			傷害保障 医療保障 がん保障 介護保障 就業不能保障		差額ベッド費用

(2) 少額短期保険の主な商品

少額短期保険の主な商品は、次のとおりです。

① モノに関するもの

火災保険と同様、家財や設備・什器の火災・爆発、漏水、盗難などを保障（補償）する商品や、バイク・自転車の車両保障（補償）、ペットの医療費・葬儀費を保障（補償）する商品などを取り扱っています。

ここでは、ペット保険について紹介します。

ペット保険	ペットがケガまたは病気によって診療を受け、被保険者（飼い主）が支払った診療費・入院費を保障（補償）する保険です。
-------	--

② ヒトに関するもの

死亡保障や医療・介護保障に関するもののほか、葬儀費用や弔慰・見舞費用に関する商品を取り扱っています。

葬儀費用に関する保険	葬儀費用の準備のための保険で、万が一の際の家族の経済的な負担に備えるものです。
弔慰・見舞費用に関する保険	死亡や重度障害、風水災や地震災害など、従業員などが万が一の際に、事業主などが支払う死亡弔慰金や重度障害見舞金、災害見舞金などに備える保険です。

③ 責任に関するもの

個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険を取り扱っています。

④ 費用等に関するもの

消費者の細かいニーズにあわせ、様々な商品を取り扱っています。

ここでは、地震リスクに備える保険と、賃貸物件に関する保険について紹介します。

【地震リスクに備える保険】

地震被災者生活 再建費用に 関する保険	地震での被災者の生活再建費用に備える保険です。
---------------------------	-------------------------

【賃貸物件に関する保険】

原状回復費用に 関する保険	賃貸住宅の入居者向けの保険で、日常生活上の過失に起因する賃貸住宅の修理費用に備える保険です。
家賃保証に 関する保険	賃貸住宅のオーナー向けの保険で、火災、風水災などの事故により賃貸住宅に損害が生じてリフォームや清掃が必要となった場合における一定期間中の損失に備える保険です。
入居者死亡費用に 関する保険	入居者の死亡による室内の修理、清掃、遺品整理などに伴い生じる費用に備える保険です。賃貸住宅の入居者向けとオーナー向けがあります。

3. 少額短期保険業者と損害保険会社との相違点

少額短期保険業者と損害保険会社の相違点は、次のとおりです。

項 目	少額短期保険業者	損害保険会社
免許制、登録制	登録制（保険業法第272条） （申請先は財務省財務局）	免許制（保険業法第3条） （申請先は金融庁）
取扱商品の制約	あり（保険金額、保険期間） （制約内での生損保兼営可）	特になし （生損保兼営不可）
事業規模の制約	小規模事業者であること （年間収受保険料50億円以下）	特になし
セーフティネット	損害保険契約者保護機構および生命保険契約者保護機構の対象外（注）	損害保険契約者保護機構の対象
資本金・基金	1,000万円以上	10億円以上
監督指針	少額短期保険業者向けの監督指針 （金融庁）	保険会社向けの総合的な監督指針 （金融庁）
保険募集人の登録・届出	・ 少額短期保険募集人…登録 ただし、損害保険および第三分野の保険に該当する少額短期保険のみを募集し、生命保険に該当するものを募集しない少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人という）のうち、少額短期保険業者の委託を受けた者の役員・使用人は、登録ではなく届出の義務付けあり。 なお、特定少額短期保険募集人のうち、少額短期保険業者の役員・使用人は、登録および届出のいずれも不要。	・ 損害保険代理店…登録 ・ 損害保険代理店において保険募集を行う役員・使用人…届出
税制優遇	少額短期保険商品の保険料には、地震保険料控除および生命保険料控除は適用されません。	地震保険契約の保険料には、地震保険料控除が適用されます。 また、所定の介護医療保険料には、生命保険料控除が適用されます。

（注）少額短期保険業者は、保険契約者の保護の観点から、事業開始時に1,000万円を、また、毎年、前事業年度の年間収受保険料の5%を、営業保証金として法務局に供託しています。

第3章 共済

共済団体および共済商品の概要（種類・取扱団体）、共済団体と損害保険会社との相違点について学習します。

1. 共済事業のあらまし

（1）共済事業とは

共済事業とは、特定の職場に働く人が加入する労働組合や、特定の地域に居住する人が加入する協同組合等の団体が、構成員の福利厚生または経済的な危険や不測の事故に対する相互の救済を目的として行う事業をいいます。すなわち、共済事業は協同組合等が保険の仕組みを使って行う保障事業といえます。

なお、共済は保険法の対象となります。

（2）共済商品の特徴

共済事業は、保険業法とは異なる法律の規制を受けているため、共済団体が取り扱う共済商品は、生命共済や年金共済といった生命保険分野のほかに、火災共済や自動車共済など損害保険分野に相当するものもあります。したがって、共済団体によっては、生命保険分野と損害保険分野の両分野の商品を併せて取り扱っていることもあります。

これらの共済商品は、構成員が少数で共済金額も少額であること、掛金が数理的基礎に基づかず加入者に対して一律同額であることなどを特徴としていますが、共済商品の中には、JA共済や全労済（こくみん共済coop）が取り扱っている商品のように、その種類や共済金額、給付水準、掛金の算出方法などの面で、民間保険会社が取り扱っている商品とほとんど同じものもあります。

2. 共済商品の分類

共済商品の主な分類は、次のとおりです。

(注) ここでは、一般的な共済商品を取り上げています。名称や補償（保障）内容等については、各共済ごとに異なります。

(1) 生命保険分野の主な共済

生命共済	人の生死を共済事故とする共済のことをいいます。これには、共済期間1年の短期生命共済と、終身共済や養老共済などの長期生命共済とがあります。
年金共済	被共済者(注)の老後の生活安定のために資金を積み立て、一定の年齢から年金方式で共済金が支払われます。

(注) 被共済者とは、生命共済契約においては、その者の生死などが保障の対象とされる者をいい、損害共済契約においては、事故によって負った損害等に関して共済金が支払われる対象となる者をいいます（以下、同様）。

(2) 損害保険分野の主な共済

火災共済	被共済者の住宅や家財が火災等によって受けた損害を保障するもので、共済期間が1年の掛捨て型と、共済期間の満了時に満期共済金が支払われる長期の積立型とがあります。
自賠償共済	自動車損害賠償保障法に基づく共済で、保障内容は損害保険会社を取り扱う自賠償保険と同様です。 (注) 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済〈こくみん共済coop〉）、全国自動車共済協同組合連合会（全自共）および全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）に限り、取扱いが認められています。
自動車共済	被共済者の自動車事故による対人賠償、対物賠償、自損事故、無共済車傷害、人身傷害および車両損害について共済金が支払われます。

(3) 傷害・医療保険分野の主な共済

傷害共済	不慮の事故による被共済者の死亡、後遺障害、入院または通院などに対して共済金が支払われます。
医療共済	被共済者が疾病または不慮の事故により、入院または手術をしたときなどに共済金が支払われます。 なお、死亡または重度障害になった場合などに共済金が支払われるものもあります。
がん共済	被共済者が、がんを原因として診断、入院、手術、放射線治療、先進医療などを受けたときに共済金が支払われます。
介護共済	被共済者が、公的介護保険制度に定める要介護2～5（P.135参照）に認定されたとき、または、所定の重度介護状態になったときなどに共済金が支払われます。

3. 共済事業を実施している主な団体

(1) JA共済

① JA共済のあらまし

JA（Japan Agricultural Cooperatives）は、相互扶助の精神のもとに、農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的に組織された協同組合です。JAでは、営利を目的とせず、共済事業のほかに、販売・購買事業、信用事業、営農・生活指導等を行っています。

JA共済は、その中であって、生活・保障設計を中心とした活動を通じて組合員・利用者に対する共済事業を行っています。

② 全国共済農業協同組合連合会

全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）は、農業協同組合法に基づき、農林水産省の認可を受けて設立されたJAの共済事業を行う機関です。JAの共済事業は、このJA共済連とJAの2段階制により機能の分担が図られています。

共済契約は、JAとJA共済連が共同で共済責任を負う共同元受方式をとっています。各々の主な役割は次のとおりです。

JA	市町村	・ JA共済の窓口（組合員・利用者対応、事務処理） ・ 新規共済契約の引受け、共済掛金の受領、共済金の支払い
JA共済連	都道府県本部	JAの共済業務の総合的なバックアップ
	全国本部	JAの共済業務の企画・開発、資産運用

③ 加入方法

JAの組合員には、「正組合員」（農業従事者）と「准組合員」（農業従事者以外）の2種類があり、農業従事者ではない地域住民等も所定の出資金（最高でも1万円程度）を払い込むことにより准組合員になることができ、共済に加入することができます。

なお、JA共済では、JAごとに組合員の利用高の20%まで、組合員にならずに共済に加入する「員外利用」が認められており、この範囲内であれば、出資金を払い込まなくても、共済に加入することができます。

④ JA共済の代理店制度

JA共済の自動車指定工場や自動車ディーラー等を共済代理店として、自動車共済等の募集を委託しています（注）。

（注）JA共済では、自動車共済と自賠責共済の両方に加入した場合、自動車共済に対しての「セット割引制度」があります。

(2) 全労済（こくみん共済coop）

① 全労済（こくみん共済coop）のあらまし

全労済（こくみん共済coop）は、厚生労働省の認可を受けて共済事業を行う協同組合で、「保障の生協」として生命保障、損害補償の分野から賠償補償の分野まで、トータルな保障で組合員の生活全般に関する共済事業を行っています。

（注）2019（令和元）年6月から、全労済は、「こくみん共済coop」という愛称に変更されています。

② 全国労働者共済生活協同組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済〈こくみん共済coop〉）は、消費生活協同組合法（以下「生協法」といいます）に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合です。

2024（令和6）年4月1日現在、次の58会員によって構成されています（会員数は全労済〈こくみん共済coop〉ホームページより）。

- a. 都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協…47会員
- b. 都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協…8会員
（全国交運共済生協、JP共済生協、電通共済生協、教職員共済、森林労連共済、全たばこ生協、自治労共済、全水道共済）
- c. 生協連合会…3会員（日本再共済連、日本生協連、コープ共済連）

③ 加入方法

全労済（こくみん共済coop）は、組合員でなければ加入できません。

ただし、全労済（こくみん共済coop）の組合員は「その区域内に住所を有する者」または「その区域内に勤務地を有する者で組合の事業を利用することが適当な者」と規定されているので、この条件を満たせば、出資金1,000円を払い込むことにより、誰でも組合員になることができ、共済に加入することができます（注）。

（注）員外利用は、原則として禁止されています。

④ 全労済（こくみん共済coop）の代理店制度

自動車整備工場等を共済代理店として、自賠償共済等の募集を委託しています（注）。

（注）全労済（こくみん共済coop）では、職場においては労働組合や各種事業所団体を「協力団体」と呼び、協力団体を通じて加入促進を図るとともに、地域においては「地域推進員」が中心となって加入促進を図っています。

(3) CO・OP共済（コープ共済）

① CO・OPのあらまし

「CO・OP」は、生活協同組合の略称で、営利を目的とせず、組合員の生活の文化的および経済的な改善・向上を図ることを目的とした協同組織です。

わが国においては、生協法に基づくものを消費生活協同組合といい、一般市民の生活レベルの向上を目的として、各種事業を行っており、出資金を出して加入した組合員自身が運営の主体になっています。

② 日本コープ共済生活協同組合連合会

2008（平成20）年4月の改正生協法の施行により、共済事業を取り扱う連合会および共済掛金が10億円超の元受共済事業を実施する生協は、共済事業以外の事業を行うことが禁止（兼業規制）されたため、日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）が設立され、日本生活協同組合連合会（日本生協連）が取り扱っていたCO・OP共済の契約が移管されました。

③ 加入方法

組合員資格は、「地域生協」では地域内に住所を有する住民および勤務地を有する労働者とし、「職域生協」では職域内の労働者および職域の付近に住所を有する住民に限られています。

CO・OP共済に加入するには、まず生協の組合員になる必要があり、出資金（額は生協により異なります）を払い込んで組合員となったうえで、共済に加入することができます（注）。

（注）員外利用は、原則として禁止されています。

(4) 県民共済

① 県民共済のあらまし

県民共済（都道府県民共済）は、生協法に基づき、各都道府県の認可を受けて共済事業を行う非営利の生活協同組合です（注）。

（注）東京都は「都民共済」、京都・大阪府は「府民共済」、北海道は「道民共済」、神奈川県は「全国共済」、その他の各県は「県民共済」の名称で実施しています。

② 全国生活協同組合連合会

全国生活協同組合連合会（全国生協連）は、都道府県民共済の連合体として、1982（昭和57）年に設立された組織です。

都道府県民共済の生命共済や新型火災共済は、全国生協連が厚生労働省から認可を受け、都道府県民共済に業務委託をして、県民共済の呼称で共済商品を販売しているものです。

③ 加入方法

都道府県民共済は、組合員でなければ加入できません。

ただし、都道府県民共済の「加入者の助け合いによる保障制度」であるとの趣旨に賛同して出資金200円（都道府県により若干異なります）を払い込むことにより、組合員になることができ、共済に加入することができます（注）。

「生命共済」「新型火災共済」等には、各都道府県の共済窓口または取扱金融機関で共済掛金に出資金を添えて加入手続きを行います。

（注）員外利用は、原則として禁止されています。

④ 販売方法

都道府県民共済の主な販売チャネルは、各家庭への折込チラシ、銀行窓口へのチラシ配置、普及員による募集の3つがありますが、このうち折込チラシによる募集が中心となっています。

4. 共済団体と損害保険会社との相違点

共済団体と損害保険会社の相違点は、次のとおりです。

項 目	共済団体	損害保険会社
実施主体	・ 都道府県の区域内で知事の認可を取得した協同組合等 ・ 都道府県を越える職域、同業者、連合会等で、所管省庁から認可を受けた協同組合等	内閣総理大臣から損害保険業免許を受けた株式会社または相互会社（注） （注）現在、損害保険会社に相互会社は存在しません。
加入者	原則として組合員	制限なし
監督官庁	・ 厚生労働省 ・ 農林水産省 など	金融庁
セーフティネット	損害保険契約者保護機構および生命保険契約者保護機構の対象外	損害保険契約者保護機構の対象
税制優遇	自然災害共済の地震損害部分に相当する掛金には、地震保険料控除が適用されます。 また、生命共済、医療共済、がん共済、介護共済または年金共済等で所定の条件に合致する掛金には、生命保険料控除が適用されます。	地震保険契約の保険料には、地震保険料控除が適用されます。 また、所定の介護医療保険料には、生命保険料控除が適用されます。